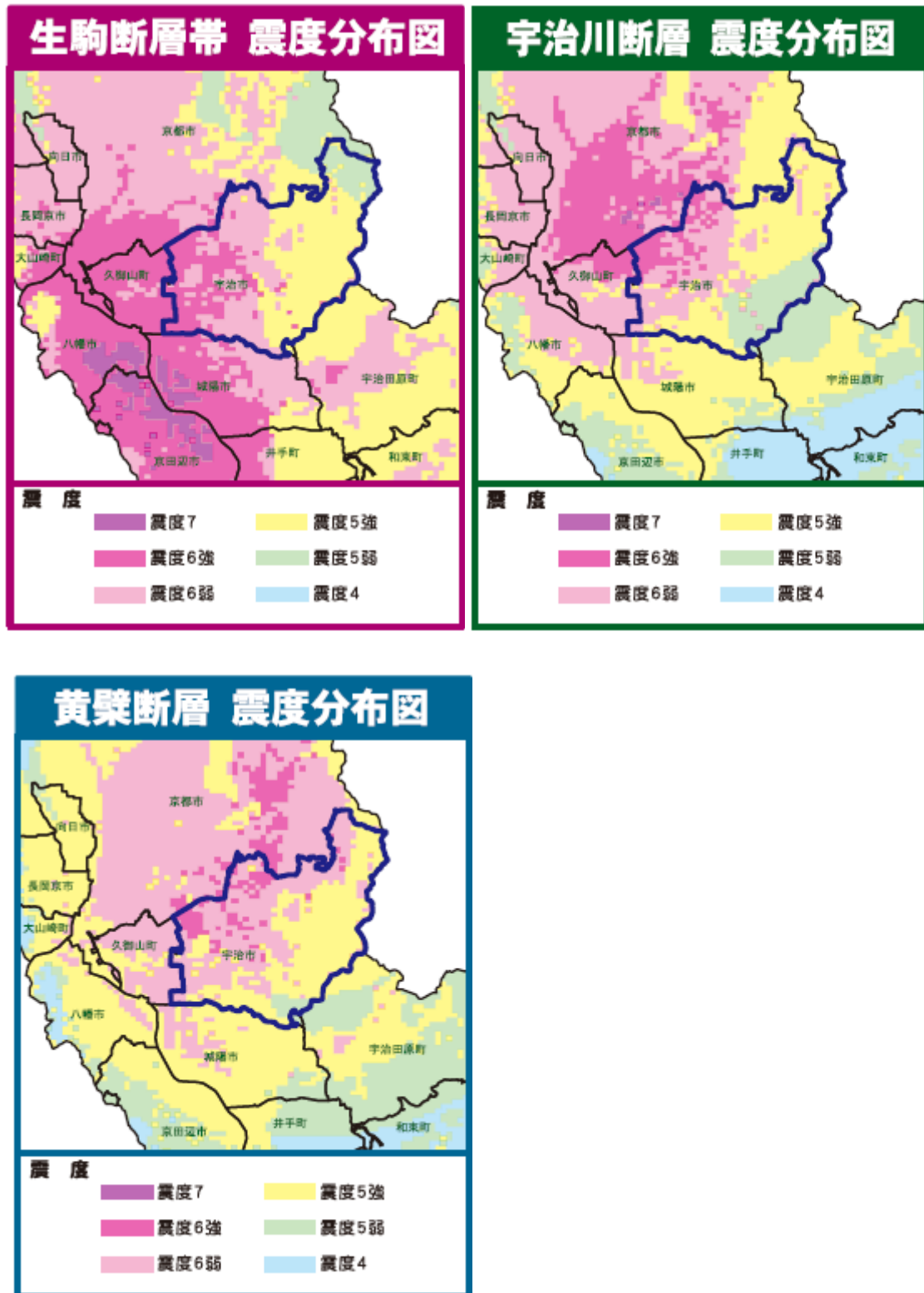


3. 震災対策編資料

資料3－1 生駒断層帯地震・宇治川断層帯地震・黄檗断層地震震度分布図



資料3-2 ダム諸元一覧

		天ヶ瀬ダム	喜撰山ダム
管 理 者		国土交通省	関西電力
目 的		多目的	発電
工 期		自 昭和32年4月 至 昭和40年3月	自 昭和42年 3月 至 昭和44年12月
形 式		ドーム型 アーチ式コンクリートダム	中央土質しゃ水壁型 ロックフィルダム
工 費		6,660,000 千円	17,900,000 千円
水 位	最 高	0. P. +78.50m	296.00m
	最 低	0. P. +58.00m	270.00m
貯水地	全容量	26,280,000m ³	7,227,000m ³
	有効容量	20,000,000m ³	5,326,000m ³
堰 堤	ダムの高さ	73.0m	91.0m
	ダムの長さ	254.0m	255.0m
	水 門クレストゲート	ラジアルゲート 4門	スライドゲート1門
	放水管コンジットゲート	高圧ローラーゲート 3門	
	トンネル洪水吐ゲート	ラジアルゲート 2門	
計画高水量		2,080m ³ /s	—
取水口門扉（発電）		ローラーゲート 2門	取水口2（門扉なし）
発電所	最大使用水量	186.14m ³ /s	（発電） （揚水） 248.0m ³ /s（220.0m ³ /s）
	最大出力	92,000KW	466,000KW（490,000KW）
年間発生電力量		約3億3000万 KWH	513,920,000 MWH
ダムの所在地		左岸 宇治市槇島町六石 右岸 宇治市槇島町槇尾山	宇治市池尾

資料3-3 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

資料3-4 宇治市防災会議地震対策委員会要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、宇治市防災会議条例第6条の規定に基づき、宇治市防災会議地震対策委員会（以下「委員会」という。）の議事その他委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 委員会は、市の地域における地震災害に対する応急対策及び安全対策を審議する。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、宇治市防災会議の委員及び専門委員のうちから宇治市防災会議会長が任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、委員会の事務を掌理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（委員長の任期）

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は、宇治市防災会議会長が定める。

（会議の招集）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

（報告）

第7条 委員長は、委員会における審議の結果を宇治市防災会議に報告する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会の議決を経て委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

資料3－5 救援物資等集積場所一覧

施設名	所在地	集積場所 (㎡)	総面積 (㎡)
黄檗公園黄檗体育館	宇治市五ヶ庄 三番割	野球場横駐車場 (2,800) 体育館前駐車場 (550) コミュニティアリーナ (半面) (310)	3,660
西宇治公園西宇治体育館	宇治市小倉町 蓮池20-1	駐車場 (2,500) コミュニティアリーナ (700)	3,200

